

農林漁業信用基金の 林業信用保証のご案内



- ・災害で設備が被災してしまった！再建したいが。。
- ・新たに会社を設立したけれど、まだ実績がなくて銀行に融資してもらえない…
- ・今まで造林・育林業を営んできたが、**素材生産業も始めたい**なあ…

このようなお悩みについて
公的保証制度でみなさまの資金調達をお手伝いします！

【林業信用保証の主な内容】(幅広い業種・資金を対象にしています。)

対象となる 業種	①造林・育林 ②素材生産 ③木材・木製品製造 ④薪炭生産 ⑤林業種苗生産 ⑥きのこ生産 ⑦木材卸売等※ ⑧木材製品利用※ ※⑦⑧は、北海道知事の認定を受けた計画に基づく制度資金のみ対象です。制度資金の利用については、道庁の 林務担当部局にお問い合わせください。
対象となる 資金	・ 苗木、立木、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの 運転資金 ・ 事務所・工場、林業機械、木材加工機械、運送用車両等の導入などのための 設備資金 (中古の機械等も対象です。)
保証料	・ 年0.15～1.80%と低位で、財務内容により適用されます。 ・ 日割り計算のため無駄がありません。 ・ 保証料が最大5年間免除になる保証メニュー も複数あります。

【保証のご利用にあたって】

保証については一定の審査がありますが、保証申込み前に融資機関を通じた事前相談をメール等でも受け付けることが可能です。
是非お近くの融資機関にご相談ください。

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)
〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



信用基金
ホームページ